（国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令の一部改正）

第三条　国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令（平成二十五年総務省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同条第二十四号を第二十五号とし、第十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一　特定個人情報保護委員会

附則第二項中「十二　消費者庁」を「十三　消費者庁」に、「十二　消費者庁　十二の二　復興庁」を「十三　消費者庁　十三の二　復興庁」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この内閣官房令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の職員の退職管理に関する内閣官房令第四条第一項第二号及び第二条の規定による改正後の行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令第四条第一項に規定する行政執行法人には、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人を含むものとする。

3　独立行政法人国立病院機構の平成二十六年度に係る国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第八条の二第九項の規定による内閣総理大臣に対する送付及び報告については、なお従前の例による。

府　令

○内閣府令第十二号

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第四十六条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令

警察庁旅費取扱規則（昭和三十九年総理府令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年大蔵省令第四十五号」の下に「。以下「規程」という。」を加える。

第二条に次の一項を加える。

2　この府令において、「日当基準額」とは、内国旅行にあつては、法別表第一の一の表の区分に応じ、それぞれ同表の日当の欄に定める額をいい、外国旅行にあつては、法別表第二の一の表の区分に応じ、それぞれ同表の日当の欄に定める額をいう。ただし、法第二十七条に規定する旅行（法第四十二条において準用する場合を含む。）にあつては、第十八条第一項の規定により計算した額（第十八条第二項において準用する場合を含む。）をいう。

第六条中「当該旅費の支出又は支払いをする者以外の者から支給を受ける旅費がある場合には、当該旅費の支出又は支払いをする者」を「当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出官等」という。）以外の者から支給を受ける旅費がある場合には、支出官等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（電磁的記録による旅費の請求手続）

第六条の二　規程第七条第四項に規定する各庁の長が定める方法は、旅行者の使用に係る電子計算機と支出官等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法とする。

第六条の三　規程別表第一及び別表第二（第四号様式、第五号様式及び第七号様式を除く。）の備考に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて各庁の長が定めるものは、認印又は押印をすべき者の氏名に係る情報を入力する措置とする。

2　前項の措置を行う場合には、認印若しくは押印をすべき者又はこれらの者から委任を受けた者が、前条の電子情報処理組織を使用して識別番号及び暗証番号を電子計算機に入力しなければならない。

第九条の見出し中「運賃」を「鉄道賃等」に改め、同条各号列記以外の部分中「運賃」を「鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（以下「鉄道賃等」という。）」に、同条第一号中「鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃は、」を「鉄道賃等は」に改める。

第十条を次のように改める。

（日当の調整）

第十条　法第二十七条に規定する旅行における日当については、鉄道賃等の実費額が日当基準額の二分の一に満たない場合には、日当基準額の二分の一に相当する額に鉄道賃等の実費額を加えた額を支給する。

2　法第二十八条第一項に規定する旅行（同項第一号の規定により旅費を支給する旅行を除く。）における日当については、前項の規定を準用する。

第十条の次に次の二条を加える。

第十条の二　公務の内容、目的箇所、出発及び帰着の時刻等を勘案して昼食に係る費用の支給を要しないと旅行命令権者が認める旅行であつて、目的地内の旅行に現に鉄道賃等を要する場合には、日当基準額の二分の一に相当する額の日当を支給する。ただし、内国旅行（鉄道百キロメートル以上、水路五十キロメートル以上又は陸路二十五キロメートル以上（鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道四キロメートル、水路二キロメートルをもつてそれぞれ陸路一キロメートルとみなして計算した陸路二十五キロメートル以上）の旅行を除く。）については、日当基準額の二分の一の範囲内で鉄道賃等の実費額に相当する額の日当を支給する。

2　目的地内の旅行に現に鉄道賃、船賃及び車賃を要しない旅行又は法第二十八条第一項第一号（法第四十三条において準用する場合を含む。）の規定により旅費を支給する旅行であつて、公務の内容、目的箇所、出発及び帰着の時刻等を勘案して昼食に係る費用の支給を要すると旅行命令権者が認める場合には、日当基準額の二分の一に相当する額の日当を支給する。

3　第一項に規定する旅行であつて、かつ、前項に規定する旅行の場合には、日当を支給しない。ただし、内国旅行において、現に空港施設を使用するための費用を要するときは、日当基準額の範囲内で当該費用に相当する額の日当を支給する。

第十条の三　次の各号のいずれかに該当する旅行であつて、在勤地外にわたるものについては、宿泊した場合を除くほか、第十条第二項及び前条の規定にかかわらず、日当を支給しない。ただし、第三号に該当する旅行において、目的地内の旅行に現に鉄道賃等を要するときは、日当基準額の二分の一の範囲内で鉄道賃等の実費額に相当する額の日当を支給する。

一　自動車の運転又は船舶若しくは航空機の運航の用務に専ら従事する職員が当該用務のためにする引き続き八時間未満（出張先における待ち時間を含む。）の旅行

二　公用の車両、船舶又は航空機を利用する行程百キロメートル未満の旅行

三　鉄道百キロメートル未満、水路五十キロメートル未満又は陸路二十五キロメートル未満（鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道四キロメートル、水路二キロメートルをもつてそれぞれ陸路一キロメートルとみなして計算した陸路二十五キロメートル未満）の旅行

2　法第二十七条に規定する旅行については、宿泊した場合を除くほか、第十条第一項及び前条の規定にかかわらず、日当を支給しない。ただし、現に当該旅行に鉄道賃等を要するときは、日当基準額の二分の一の範囲内で鉄道賃等の実費額に相当する額の日当を支給する。

第十五条及び第十六条中「運賃」を「鉄道賃等」に改める。

第十八条第三項を削る。

第二十一条中「第十条第一項」の下に「、第十条の二第一項及び第二項」を加える。

附　則

1　この府令は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　改正後の警察庁旅費取扱規則の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。